

平成31年海津市議会第1回定例会

◎議事日程(第2号)

平成31年3月6日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第1号 平成31年度海津市一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 平成31年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第7 議案第3号 平成31年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成31年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第9 議案第5号 平成31年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成31年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成31年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成31年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成31年度海津市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成31年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成31年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第16 議案第12号 平成31年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第17 議案第13号 平成31年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第18 議案第14号 平成30年度海津市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第19 議案第15号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第16号 平成30年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第17号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第18号 海津市児童発達支援事業所条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第19号 海津市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第20号 海津市図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第21号 市道路線の認定、廃止及び変更について

◎出席議員（15名）

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	赤 尾 俊 春 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	中 島 哲 之 君
市民環境部長	寺 村 典 久 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君
産業経済部長	林 真 治 君	建設水道部長	菱 田 一 義 君
危機管理局兼 危機管理監察 室長	白 木 法 久 君	教育委員会 事務局局長	伊 藤 一 人 君
会計管理者	長谷川 誠 君	監査委員事務局 併公平委員会 事務局書記長	神 田 勝 広 君
農業委員会 農事事務局 会長	石 原 敏 彦 君	消 防 長	伊 藤 定 巳 君

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

健康福祉部次長兼サンリバーはつらつ事務長 加賀慎治君から欠席の届けが出ています。報告をさせていただきます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において13番 服部寿君、14番 水谷武博君を指名いたします。

◎報告第3号 専決処分の承認を求めることについてから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで

○議長（赤尾俊春君） 次に日程第2、報告第3号、日程第3、諮問第1号、日程第4、諮問第2号の3議案を一括議題とします。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

それでは、報告第3号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第3号を採決いたします。

お諮りします。報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。諮問第1号について、適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。諮問第2号について、適任と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

◎議案第1号 平成31年度海津市一般会計予算から議案第22号 平成31年度海津市下水道事業特別会計への繰入についてまで

○議長（赤尾俊春君） 次に日程第5、議案第1号から日程第26、議案第22号までの22議案を一括議題とします。

これから順次、質疑を行います。

初めに、議案第1号 平成31年度海津市一般会計予算についての質疑は行いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については議員14名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、当委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、審査は3月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

続きまして、議案第2号 平成31年度海津市クレール平田運営特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第3号 平成31年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第4号 平成31年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第5号 平成31年度海津市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第6号 平成31年度海津市介護保険特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第7号 平成31年度海津市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第8号 平成31年度海津市下水道事業特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号 平成31年度海津市水道事業会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号 平成31年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号 平成31年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号 平成31年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号 平成31年度海津市羽沢財産区会計予算についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号 平成30年度海津市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許可します。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 服部議員、どうぞ。

○13番（服部 寿君） 補正予算について質問させていただきます。

海津苑の指定管理納付金の減と補償金について質問させていただきますが、平成31年度の来年度予算にも入っておるんですけれども、予算委員会のほうがあしたから始まるということでございますので、本来なら常任委員会で審議されますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず、指定管理納付金の減ですが、指定管理者と市とは協定書を結んでおみえになると思いますが、この5,000万は納付されておるのかまず、それで減額してお返しするのか、納付

金の請求はいつというか、決まっておるんでしょうか。

それから、いわゆるこの5,000万の減の根拠たる、そして補償金の2,333万3,000円の積算されました金額のもとになる利用者数が減だということもありますが、どのような計算といえますか、状況で減額、この金額をなされたのか、御質問いたします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えさせていただきます。

まず、補償金と納付金を相殺しておりますので、あわせて説明させていただきます。

まず、補償金の出し方でございますが、平成28、29年度の実績から、平成30年の崩落以降、8月からことしの3月まで通常営業していた場合の収入と支出、それぞれの予測値を出しまして、それから平成30年8月以降、3月までの実際の収入の減った分と支出のふえた分の差額を補償するというので、納付金につきましては半期ずつ納付いただくことになっておりますので、9月が前期になるんですが、その前に崩落してしまいましたので、その納付金と相殺でお願いしたいということで、指定管理者と話をしまして、具体的な数字を申し上げますと、3月までの予測値ですので、あくまで予測ですが、収入で約5,260万の減、それから支出で1,240万円の増、合計で6,500万の減収と予測をしております。

7月までは通常営業しておりましたので、それは収入、支出の差額は考慮はしないということで、この約6,500万円が市が指定管理者に補償する金額となりまして、ここから1月までの納付金、12分の10カ月分、4,166万6,000円を差し引いて2,333万3,000円、ちょっと1,000円、端数の関係で違ってはいますが、これが今回補正をさせていただきました補償額ということになります。差し引きをしておりますので、指定管理者納付金の5,000万は減額ということで補正予算を上げさせていただいております。

その12分の10の4,166万なんですが、これ協定書に基づきまして、指定管理者から、源泉崩落という不可抗力があつて、収益がマイナスであるのに、納付金を納めるのはちょっと苦しいということで協議しまして、残り2月以降については納付金はいただかないということで、指定管理の取り消しの申し出があつたんですけれども、指定管理を取り消されますと、その後の運営とか管理が非常に市のほうでやるのは困難ということで、取り消さずに補償金を2月、3月からなしということで、そのまま継続をしていただくということになりましたので、納付金は12分の10カ月分をいただいた格好で差し引きさせていただいたということで、納付金がゼロになって、補償が2,333万ということになりましたのでよろしく願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 13番 服部 寿君。

○13番（服部 寿君） ちょっと理解が僕できないんですけども、納付金はいわゆる9月に

まず1回、前期・後期ですので、前期はいただいたということでしょうか。それで、この今の2,333万というのはいただかず返すというふうなんでしょうか。いま一度、ちょっと申しわけないです。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 前期分の納付金はいただいております。結局、支出がその後、かなり上回るという予測がありましたので、指定管理のほうの経営上といたしますか、4カ月いただいて、その後また支出がふえていくというのは大変負担になるということで、差し引きをしようということになりましたので、いただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 13番 服部寿君。

○13番（服部 寿君） 最後でございます。

僕の感覚で言うと、いわゆる前期も後期も5,000万円はいただいていないということで、逆にゼロですよ。5,000万マイナスというか、収入ゼロ。それで、歳出のほうで2,300万、いわゆるまだ補償しなくちゃいけないよといって指定管理にお支払いをするということになると、海津市側でいうと5,000万と2,337万で7,333万3,000円のいわゆるマイナスということになるかと思いますが、今、部長から言いますと、計算すると6,500万のマイナス、収入5,260万と経費の増で1,240万、6,500万と7,333万の差は何なんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） お答えします。

2月以降の納付金をいただかないことになったために、2カ月分の納付金が1,500万、いわゆる6,500万から納付金の5,000万を引いた1,500万に、2カ月分の納付金がなくなったことによって2,333万3,000円ということになるんですが。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 許可します。

13番 服部寿君。

○13番（服部 寿君） 今度、予算委員会で来年度予算の審議もなされ、同じような上程されるわけでございますので、その指定管理者と市との協定書が開示できるならばお示しをいただきたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） はい。

続きまして、議案第15号 平成30年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号 平成30年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号 平成30年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第18号 海津市児童発達支援事業所条例を廃止する条例についての質疑を許可します。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

3番 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 議案名、海津市児童発達支援事業所条例を廃止する条例について質疑いたします。

この廃止条例は、本市が療育事業を手放すということの意味するものであって、本市にとって大変大きな問題であると私は考えます。また、1年以上前からこうした構想や計画があったと聞いております。にもかかわらず、これまで全員協議会等で議員への報告もなく、2月の全員協議会において、ようやく今回の議会で議案に上げる旨の報告があったのみであります。

私が昨年の第4回定例会で一般質問したものの、これは今回の計画を独自に入手したから取り上げることができただけでありまして、決して執行部からの報告があったものではありません。報告、説明、議論が不十分なまま、来月からの社協への移行が迫った中で、直前に廃止条例を議会に上げるという事後報告のような進め方について、私は結論ありきであると考えざるを得ません。

また、4月から利用料が値上げとなって、保護者がこれまでよりも負担増となるにもかかわらず、保護者への説明会はつい先日の2月24日に開催されるなど、保護者の意向や心情を酌み取るような姿勢は見られず、保護者への配慮にも欠けております。こうした本件の進め方について反省すべき点があるのではないかとお尋ねいたします。

市長に御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） この案件につきましては、確かに議会での報告、保護者への説明等、進め方については御質問のとおり反省すべきところもあったかと思えます。

ただ、社会福祉協議会から県への指定事業所の申請の受理日が2月22日であったために、余りに不確定な状況で公表して説明を行いますと、後日、変更であったり、最悪、不受理となった場合にいろいろなところに不信感を招くことになって、そんなことにならないように、受理のめどが立った時期を見て、議会、保護者への説明を慎重に行わせていただいたというようなことで、このようなスケジュールになったということを御理解いただきたいと思えます。

療育事業を手放すというような御発言でございますが、現在でも児童発達支援事業所みらいは、社会福祉協議会の委託事業ということで行っております。よって、このたび、社会福祉協議会が指定事業所として療育事業を行うということは、一番重要な利用されるお子さんの療育について、その環境が療育にかかわる指導員を初め、何らかわるわけではないというふうに考えております。むしろ、指定事業所となることで療育のレベルアップにもつながるというふうに考えております。

あと、議員も御存じのとおり、市には、市が直営で運営しています児童発達支援センターくるみがございます。ここには、教員、保健師、保育士を配置しまして、年間80日程度でございますけれども臨床心理士にも入っていただいて、多くの保護者の方から子育てや療育の相談を受けたり、必要な関係機関につないだり、それから発達に関する検査を行うなど、市の要綱に定められた事業を的確に行い、一人ひとりに寄り添って、療育支援の中心的な立場をこの場になってまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 松永市長。

○市長（松永清彦君） 事業そのものは、担っているところが引き続きやっていただくということであります。そして今、くるみの説明を申し上げましたが、実は当初、発達障がいのある方は、保育園、幼稚園、小学校、中学校とそれぞれのステーションで対応が切れていく、そのことが一番心配であったわけでありまして、したがって、発達障がいの勉強会をやって、そして保育園、幼稚園、小学校、中学校になっても同じラインでずっと支援していけるようなシステムをつくりたいということで、この発達支援センターくるみというものをつくったわけでありまして。

最初、なかなか意図することがうまくいかなかったこともあったんですが、今のスタッフの先生方がいらっしゃって、これは幼児期から学校の時期まできちっとつないでいける、そういった発達支援センターで今なっていると私は理解をしております、これはぜひ先生方にも御理解を賜りたいと、このように思います。

どうしても、今、ほかの市町もいろんな形で努力をしておられると思いますけれども、この一人の方をずっと支援していく、ステージによって切れていかないと、そういったことを当初、一番目的としてつくったくるみでありますので、御理解のほど、よろしく願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（赤尾俊春君） 3番 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 先ほど、部長さんから療育事業を手放すということについての御答弁がありましたけれども、私は委託事業から外すということ、すなわち、それが市の事業から外れるということを意味しているということで説明させていただいております。

また、先ほど市長から、くるみのことについて御説明あったんですけれども、そもそもみらいとくるみとはやっている分野が違うわけですし、現場として療育をやっているのはみらいですので、そのみらいがどうかということについて私は述べさせてもらったままであります。部長さんから、いろいろメリットをおっしゃったんですけれども、それだけメリットがあるのであれば、よいことであれば、今回、利用者の方というのは、利用料の負担がふえるものですからとかいろいろな点から非常に影響が大きいわけでありまして、であれば、もっと早く言えなかったのかなということで質問させていただきました。

ただ、今回、この議案についての内容についての疑義を問う場だと聞いておりますので、ここままで終わらせていただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） ほか質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） これで質疑を終わります。

続きまして、議案第19号 海津市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号 海津市図書館条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第21号 市道路線の認定、廃止及び変更についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号 平成31年度海津市下水道事業特別会計への繰入についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第2号から議案第22号までの21議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第22号までの21議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は3月20日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、次回は3月18日午前9時に再開し、一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。大変御苦労さまでございました。

(午前9時28分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成31年3月29日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 服 部 寿

署 名 議 員 水 谷 武 博

